

令和2年度

東近江市農業委員会  
第7回（10月期）月例総会  
議事録

1. 開催日時 令和2年10月12日(月)午前9時35分から午前11時40分
2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室
3. 出席委員 40人 欠席委員 0人

| 議席番号    | 出欠 | 議席番号 | 出欠 |
|---------|----|------|----|
| 1       | 出  | 21   | 出  |
| 2       | 出  | 22   | 出  |
| 3       | 出  | 23   | 出  |
| 4       | 出  | 24   | 出  |
| 5       | 出  | 25   | 出  |
| 6       | 出  | 26   | 出  |
| 7       | 出  | 27   | 出  |
| 8       | 出  | 28   | 出  |
| 9       | 出  | 29   | 出  |
| 10      | 出  | 30   | 出  |
| 11      | 出  | 31   | 出  |
| 12      | 出  | 32   | 出  |
| 13      | 出  | 33   | 出  |
| 14      | 出  | 34   | 出  |
| 15      | 出  | 35   | 出  |
| 16      | 出  | 36   | 出  |
| 17      | 出  | 37   | 出  |
| 18      | 出  | 38   | 出  |
| 19      | 出  | 39   | 出  |
| 20      | 出  | 40   | 出  |
| 議長 (会長) |    |      |    |

#### 4. 議事日程

##### 第1 議事録署名委員の指名

##### 第2 議事上程

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 東近江市農用地利用集積計画(案)について
- 議案第5号 農用地利用配分計画(案)について

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第4号 農地の貸借権の合意解約の報告について
- 報告第5号 市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告について

## 5. 事務局職員

### 農業委員会事務局

|    |    |
|----|----|
| 局長 | 参事 |
| 主幹 | 主事 |

### 農業水産課

|    |  |
|----|--|
| 主事 |  |
|    |  |

## 6. 会議の内容

議長 ただ今から、令和2年度第7回、10月期の月例総会を開会します。  
 現在の出席者数は40名であり、この総会は成立いたします。  
 日程第1は、議事録署名委員の指名であります。  
 議席番号7番〇〇〇〇委員、8番〇〇〇〇委員を指名いたします。

議長 日程第2は、議事の上程であります。

議長 最初に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。  
 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

事務局 今回、6件の申請があり、申請人及び申請地につきましては議案書に記載のとおりです。  
 契約の種類につきましては、6件の申請全て売買になります。

なお、番号5につきましては、今年度9月期月例総会にて空き家に付属した農地として指定された農地の所有権移転の申請です。申請地の一部に物置があり、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の番号3で取得されます。取得後における耕作面積が50アールに達しませんが、農業委員会が定める空き家に付属した農地と指定した別段面積は、0.1アールであるため下限面積を上回ります。譲受人は現在千葉県船橋市に居住しておりますが、当該申請地に隣接する空き家に居住し、耕作されます。農作業に必要な農機具については、耕運機、トラックを導入予定しておられます。

その他の案件も、譲受人の取得後における耕作面積は下限面積を上回っております。譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することと、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具について、番号5を除く案件の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、番号1、番号5、番号6の譲受人は世帯二人、番号2、番号4の譲受人は世帯三人、番号3の譲受人は世帯四人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは審議に入ります。

1番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、2番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、3番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、4番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、5番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、6番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

議長 それでは、議案第1号につきまして採決に移ります。

本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」及び関連します議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号8を議題と致します。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定に基づき、農地を転用したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。また、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定に基づき、番号8の農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

事務局 番号1についてご説明いたします。  
本件は、小脇町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積14平方メートルの土地を自己用戸建専用住宅として利用する為に転用の申請があったものです。  
申請地は、近江鉄道太郎坊宮前駅から西へ約200メートルに位置し、周囲を道路、雑種地、畑に囲まれた土地であります。  
申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在の住宅が老朽化してきたため、新築を検討された結果、母親が住む隠居に隣接していることから利便性を考慮して当該申請地を選定されました。  
土地の利用計画については、隣接する宅地を含めて256.72平方メートルの敷地に建築面積59.96平方メートルの住宅建設と自家用車2台分の駐車場として利用されます。  
土地の造成計画につきましては、耕土を20センチメートル鋤取り、50センチメートルの盛土をされた後、転圧仕上げとする計画です。雨水については、敷地内に吸込槽を設置し、浸透処理されます。  
申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。  
集落に接続して設置される住宅であることから例外的に許可し得るものです。資金については自己資金と借入金で調達され、添付書類についても問題はありませんでした。  
なお、農地転用の許可は、都市計画法第29条の規定により申請中の開発許可と同時にを行うものとします。  
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2と議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号8は、一体の事業用地でありますので一括してご説明いたします。  
今般、申請を2件に分けて提出いただいておりますが、申請内容としましては、南清水町に居住する者が、同町地先の自己所有地1筆を4条で、売買により取得する2筆の農地を5条で、合計面積725平方メートルの土地について、資材置場として利用するために転用の申請があったものです。  
なお、本案件については、申請地の一部を平成30年に造成し、資材置場として利用していたとして、顛末書付きの申請となっております。  
申請地は、市立湖東第三小学校から北西へ約1.8キロメートルに位置し、周

圃を雑種地、用水路、畑に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、申請地の隣接地で電気工事業を営んでおりますが、業務量の増大に伴い工事用の資材置場が不足していることから、敷地の確保を計画された結果、事務所敷地に隣接して便利であることから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、電柱や電線、土砂などの工事用資材置場として利用される計画です。

土地の造成計画につきましては、顛末箇所はそのまま利用し、その他の箇所は、耕土を20センチメートル鋤取り、50センチメートルの盛土をされた後、碎石仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は、農振青地から除外済で特定土地改良事業等の施行区域内の農地であることから、第1種農地と判断できますが、申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、議案第2号は農地法第4条第2項に基づき、議案第3号の番号8は農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

以上 ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

9 番 10月5日に〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員と私と事務局で現地調査を行いました結果を報告します。

1番の自己用戸建専用住宅ですが、現住宅の老朽化のため申請地を含めた敷地に住宅を建てられます。母親の隠居が申請地の敷地に隣接しています。前面道路も広く利便性が良く、開発で造成された住宅地に囲まれた農地であり、影響もないことから許可相当と判断します。

2番及び関連する5条8番の資材置場ですが、申請地は3筆です。この内4条の自己所有地の1筆と5条の隣接2筆の内1筆が顛末案件です。周辺に道路と水路があり、水路に蓋をして出入口があります。申請地に隣接して自己の事業所があり、ここの出入りもできるようになり、事業拡大のため業務上必要な資材置場として、周辺農地にも支障はないことから許可は止むを得ないと判断します。

以上、調査報告とします。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。それでは、審議に入ります。  
1番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

2番及び関連する議案3号の8番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

議長 それでは、議案第2号及び議案第3号の番号8につきまして採決に移ります。  
本案を承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)

議長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。  
それでは、番号8以外について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次ぎのとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

事務局 番号1についてご説明いたします。  
本件は、佐野町に居住する者が、栗見新田町地先の農地1筆、面積258平方メートルの土地を売買により取得し、貸駐車場として利用するために転用の申請があったものです。  
申請地は、市立能登川北小学校から西へ約1.2キロメートルに位置し、周囲を道路、畑に囲まれた土地であります。  
申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、隣接地にある工務店の役員を務めており、事務所の敷地を工務店へ貸与しております。現在、従業員が9人おりますが、事務所敷地には10台の駐車スペースしかなく、営業車や来客者の駐車スペースが不足しております。そこで、事務所に隣接しており利便性が良いことから当該申請地を選定されました。  
土地の利用計画につきましては、従業員の自家用車7台分の駐車場として使用されます。  
土地の造成計画につきましては、現状地盤に20センチメートルの砕石を敷設して仕上げる計画です。雨水については、敷地内に側溝を設置し、道路側溝へ放流する計画です。  
申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。  
隣接土地との一体利用であって、事業目的達成のために当該農地が必要と認められるものであることから、例外的に許可できるものです。  
資金については、全額自己資金にて調達され、添付書類についても問題はありませんでした。  
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2についてご説明いたします。  
本件は、下二俣町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積172.86平方メートルの土地を父親との使用貸借により権利取得し、農家住宅として利用

するために転用の申請があったものです。

申請地は、玉緒コミュニティセンターから西へ約1.1キロメートルに位置し、周囲を道路、田、畑に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、借人は、現在実家で両親や妻と同居しておりますが、将来子どもができることと手狭となるため、自らの住宅建設を検討された結果、同じ集落内にあり、実家にも近いことから利便性が良いとして当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積が72.04平方メートルの木造2階建て住宅の建設と駐車場として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、耕土を30センチメートル鋤取り、80センチメートルの盛土をされた後、転圧して仕上げる計画です。雨水については、敷地内に吸込み槽を設置し浸透処理されます。

申請地は、農振青地から除外済で特定土地改良事業等の施行区域内の農地であることから、第1種農地と判断できますが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。

資金については、金融機関からの借入金にて調達され、添付書類についても地元土地改良区の意見書や農家住宅の要件を満たす証明書の写し等が添付されており、問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3についてご説明いたします。

本件は、千葉県船橋市に居住する者が、能登川町地先の農地1筆、面積621平方メートルの内74.4平方メートルの土地と、先程の議案第1号番号5の農地をあわせた全筆を売買により取得し、農地の一部を物置として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、譲渡人の先代の頃から物置として利用していたとして、顛末書付きの申請となっております。

申請地は、市立能登川西小学校から南東へ約220メートルに位置し、周囲を宅地、田に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、市の空家バンク制度を利用し、隣接する住宅を購入予定であります。引き続き、物置として利用するため今回の是正申請に至ったものです。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため現状のまま使用されます。雨水については、隣接する敷地内の側溝へ放流されます。

申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4についてご説明いたします。

本件は、愛知県名古屋市中村区に事務所を置く建設業を営む法人が、上山町地先の農地2筆、合計面積2,008平方メートルの土地を売買により取得し、



太陽光発電施設として使用するために転用の申請があったものです。

申請地は、市立愛東北小学校から南東へ約300メートルに位置し、周囲を山林、畑、道路に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、太陽光発電施設の新設を検討していたところ、土地所有者から土地活用の相談があり、日当たりがよく、近隣に住宅が少ないことから、当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、横幅100.2センチメートル、長さ200.8センチメートルで1枚あたり400ワット出力の太陽光パネルを252枚設置し、総出力は100.8キロワットとなります。また、集めた電力を送電するパワーコンディショナーを10台設置する計画です。

土地の造成計画につきましては、現状のまま利用されます。雨水については浸透水路と沈砂池を設置して浸透処理するとしています。

申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、代替性が見込めないことから例外的に許可し得るものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものではありませんでしたが、今回、隣接農地の同意が必要な西側の畑地の耕作者1名からの同意が得られておりません。

この隣接農地の同意書は法定の添付書類ではなく、許可基準の内の一般基準において周辺農地に係る営農条件に支障がないかなど、転用における被害防除の判断のため参考資料として添付を求めているものです。このことから、譲受人に被害防除措置に係る書類の提出を求め確認をいたしました。

まず、1つ目は土砂の流出または崩壊を発生させるおそれがあるかどうかです。土砂の流出については、今回同意が得られていない農地側に幅5mの空き地スペースを設け、土砂の搬入、盛土を予定していないことから、発生する可能性はないと判断しました。

2つ目は、農業用排水施設機能に支障を及ぼすかどうかです。申請地には、取水口や排水口もなく、愛知川沿岸土地改良区の受益地外であり、支障はないと判断しました。

3つ目は、周辺の農地に係る営農条件に支障があるかどうかで、主に3つの要件があります。

1つ目は、集団的農地を蚕食又は分断するおそれがないかどうかですが、申請地は山林化している農地が連担しており、周囲には集団的な農地はないため、蚕食・分断するおそれはないと判断できます。

2つ目は、周辺農地への日照、通風等に支障がないかどうかですが、敷地内には太陽光パネルとパワーコンディショナー以外に建築物はないことから、日照や通風に支障を及ぼすおそれはないと判断できます。

3つ目は、農道等、農地の保全または利用上必要な施設の機能に支障がないかどうかですが、申請地付近に施設はなく機能に支障を及ぼすおそれはないと判断できます。

以上のことから、隣接農地所有者から隣地承諾を得られておりませんが、一般基準においては問題ないと判断をいたしました。

その他の添付書類については、誓約書や指導要綱で定める地元上山町自治会へ

の説明結果報告書が提出され、問題はありませんでした。  
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5についてご説明いたします。

本件は、小川町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積24平方メートルの農地を売買により取得し、住宅敷地として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、譲受人の亡き夫が、平成元年に自宅を建設した際に自身の土地と思込み、敷地の一部として利用していたとして、顛末書付きの申請となっています。

申請地は、市立能登川東小学校から北西へ約630メートルに位置し、周囲を宅地、道路に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、平成29年に実施した地籍調査事業により当該申請地が譲渡人名義であったことが判明し、譲受人が引き続き住宅敷地として利用するため今回の是正申請に至ったものです。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため現状のまま使用されます。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号6についてご説明いたします。

本件は、市子川原町に所在を置く法人が、芝原町地先の農地2筆、合計面積2,221平方メートルの内1,342平方メートルの農地を賃貸借により権利取得し、自動車修理工場の附属駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、平成20年に転用許可を受け、隣接地を駐車場に造成した際に、今回の申請地の一部も一緒に造成し駐車場として利用していたとして、顛末書付きの申請となっています。

申請地は、市立布引小学校から北東へ約400メートルに位置し、周囲を雑種地、用悪水路、田に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、借人である法人は、隣接地で自動車修理販売業を営んでおりますが、業務量の増加に伴い敷地が不足していることから、敷地を拡大することを計画され、隣接している当該申請地を選定されました。

土地の造成計画につきましては、現状地盤に約1メートルの盛土をされ、舗装仕上げとされる計画です。雨水については、敷地内に排水溝を敷設し、北側の排水路へ放流されます。

申請地は、農振青地から除外済で特定土地改良事業等の施行区域内の農地であることから、第1種農地と判断できます。

既存施設の隣接土地の施設拡張に関する事業で拡張部分が既存施設の敷地の面

積の2分の1を超えないものである為、例外的に許可し得るものです。  
資金については、全額自己資金にて調達され、添付書類についても地元土地改良区の意見書はじめ、問題はありませんでした。  
担当農業委員は、〇〇〇〇藤川万嗣委員です。

番号7についてご説明いたします。

本件は、芝原町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積1,104平方メートルの内261平方メートルの農地を祖父との使用貸借により権利取得し、農家住宅として利用するために転用の申請があったものです。  
申請地は、布引運動公園陸上競技場から北へ約380メートルに位置し、周囲を田、用悪水路に囲まれた土地であります。  
申請理由及び土地の選定理由につきましては、借人は、現在実家で両親と同居しておりますが、結婚を機に住宅の建設を検討された結果、同じ集落内にあり、実家にも近いことから利便性が良いとして当該申請地を選定されました。  
土地の利用計画については、建築面積65.62平方メートルの住宅建設と自家用車3台分の駐車場として利用されます。  
土地の造成計画につきましては、耕土を30センチメートル鋤取り、盛土を1メートルされ、転圧仕上げとされる計画です。雨水については、敷地内に吸込槽を設置し、浸透処理されます。  
申請地は、農振青地から除外済で特定土地改良事業等の施行区域内の農地であることから、第1種農地と判断できますが、集落に接続して設置される住宅であることから例外的に許可し得るものです。  
資金については、金融機関からの借入金にて調達され、添付書類についても地元土地改良区の意見書や農家住宅の要件を満たす証明書の写し等が添付されており、問題はありませんでした。  
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号9についてご説明いたします。

本件は、大阪府茨木市に居住する者が、石谷町地先の農地1筆、面積588平方メートルの土地を売買により取得し、住宅として利用するために転用の申請があったものです。  
なお、本案件については、譲渡人の先代が昭和50年に農地法の許可を受けずに住宅を建築して利用していたとして、顛末書付きの申請となっています。  
申請地は、市立市原小学校から西へ約2.2キロメートルに位置し、周囲を道路、宅地、に囲まれた土地であります。  
申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、現在大阪府茨木市に住宅がありますが、市街地を離れて生活することを希望されました。申請地の周辺環境が、申請者の希望と合致したことから、今回の申請に至ったものです。  
土地の利用計画につきましては、既存の住宅や倉庫をそのまま使用される計画です。  
土地の造成計画につきましては、建物以外の部分について、耕土を10センチメートル鋤取りした後、碎石10センチメートル敷設して仕上げる計画です。  
雨水については、地下浸透で処理されます。  
申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

7 番 〇〇でございます。10月5日に〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員と私と事務局で現地調査を行いましたので、その結果を報告します。  
1番から4番までを私が報告します。

1番の貸駐車場ですが、申請地に隣接する事業所の駐車場が不足していることから、事業所の役員をされている方が売買で購入され事業所に貸されます。湖周道路から直接の出入りはできませんが、事業所敷地を通じて出入りが可能です。業務上必要であり、周辺にも影響はないことから許可相当と判断します。

2番の農家住宅ですが、子どもさんが地元農業法人の構成員である父親から使用貸借されます。農家住宅の要件に必要な農業者証明も取られ、後継者として地元に住居されますことから、許可相当と判断します。

3番の物置ですが、譲渡人の先代の頃より物置として使用されていた顛末案件です。県外から隣接する空家に移住される譲受人が現状のまま利用されます。隣接する農地についても、先ほどの農地法3条で下限面積を適用して取得され、耕作される予定であり、周辺農地への影響もなく止むを得ないと判断します。

4番の太陽光発電施設ですが、写真のとおり申請地の後には山林が迫り、元々山林化した農地であったようで、現地は既に伐採がされておりました。現状は石混じりで農地としての利用は不可能な状態で、周囲には獣害防止柵が設置されておりました。地元自治会には事業者が事業説明をし、説明経過書も添付されています。隣接農地の梨栽培農家から同意がもらえていないようですが、今後調整されるものと考えます。転用に関しては申請書類に問題がないことから、許可相当と判断します。

8 番 〇〇でございます。残りの5番から7番、9番を私が報告します。

5番の住宅敷地ですが、譲受人が平成元年の住宅立替で自身の土地として利用されておりましたが、地籍調査事業で隣接土地所有者の土地であることが判明したことから、売買で取得されるものです。顛末書も添付されており問題もないことから止むを得ないと判断します。

6番の自動車修理工場の附属駐車場ですが、事業者が写真の既存右側の駐車場を平成20年に賃貸借で転用造成した際に、今回申請地の一部を含んで造成された一部顛末案件です。事業拡大で車両の運搬や積込、従業員の駐車のためのスペースが必要であるとのこと。周辺農地への影響はないと思われ止むを得ないと判断します。

7番の農家住宅ですが、集落の実家に両親と同居する子どもさんが農家住宅の要件に必要な農業者証明も取られ、農業後継者として祖父との使用貸借で転用されるものです。残地の農地ですが、進入路や排水路は別に設けられており、耕作において周辺にも問題がないことから許可相当と判断します。

9番の住宅ですが、譲渡人の先代が昭和50年に住宅を建てた顛末案件です。県外の譲受人が空家バンクを活用して居住のために申請のあったものです。譲受人は新規就農者でもあります。申請地が集落内であり問題もなく許可相当と判断します。

以上、調査報告とします。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。それでは、審議に入ります。

議長 1番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、2番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、3番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、4番について、何かご意見はございますか。

23番 隣接農地で未同意の方がおられるとのことですが、同意書の添付はないが要件として問題がないとの話ですね。事業者がその方とどれだけ話し合いをされ、その内容はどのようなことなのか分かりませんが、恐らく太陽光の反射等が問題で支障となっていると推測します。その辺の話し合いがもう少し整わないと、同意がないまま農業委員会が判断することがどうなのかと思います。

事務局 地元関係者への説明や協議の内容を記載した書面が申請書に添付されており、地元要望に伝えるよう努められているようです。隣接者とは現地で立会されるなど、8月17日、9月3日、8日、12日と協議もされています。内容は申請地内に設けられる獣害対策用緩衝帯を含む施設内の草刈や既存獣害防止電気柵の使用継続などについてです。事業者は、メンテナンス管理として草刈をされるようですが、隣接者と回数について折り合っていないようです。太陽光パネルの設置については、南面に向けられますので、梨園への反射等はないと考えます。また、境界から申請地内に幅5メートルの緩衝帯を設けられることから、梨園への問題はないと考えています。

23番 それは、管理面で話が付くように話し合いをされれば良いことなのではないですか。簡単なことだと思いますが。

- 事務局 仰るとおりで、隣接者は事業者に無理な要望をしておられるとは思いませんが、同意をされない理由が他にあるのかも分かりません。しかしながら、被害防除の観点から影響がないと判断できるものと考えています。
- 事務局 申請地は中山間地域になり、周辺には獣害防止柵が設置されています。その管理が必要となりますので、柵の内側に幅5メートルの緩衝帯を設けられますが、現地には今もその緩衝帯が残っており、その部分の草刈についても地元自治会と協議をされています。事務局では被害防除の観点から、この点と申請地の敷地内の排水処理をしっかりといただくことで問題はないと考えています。また、事業者には周辺に被害や支障がないよう、施設の維持管理についても指導していることを申し添えます。
- 議長 隣接農地の同意書はないが、被害防除の観点から要件は満たされているので許可するのか。それとも、草刈のことで隣接同意が得られていないので、保留とするのか。二つに一つとなりますが、他に意見はありますか。
- 2 番 周辺の理解が得られないのは、他にも何か問題があるからだと思います。写真と計画平面図での位置関係をもう一度説明願いますか。
- 事務局 (写真と計画平面図で周辺農地との位置関係と太陽光の向き等を説明する)
- 事務局 事業者は草刈りをしないのではなく、草刈の回数について協議が整わないために、現在同意に至っていないとのこと。事業者からは誓約書が添付されており、設置に当たり問題が発生した場合は、申請者が責任をもって解決に当たることを誓約されています。また、申請地近くの山林の周辺には、他にも数箇所の比較的大きな太陽光発電施設が設置されています。
- 3 番 草刈が問題になっているようですが、例えば防草シートやコンクリート、アスファルトなどで管理することはできないのでしょうか。そのような話が当事者間でなかったのでしょうか。草刈が要望の回数に応じられないのであれば、色々と方法を検討されればと思うのですが。
- 事務局 協議内容を確認すると、そのような内容は当事者間でされているようです。事業者には隣地の方から理解が得られるように、引き続き指導していきます。また、開発指導要綱の手続きも必要で、現在手続き中であると聞いていますので、担当の都市計画課とも連携しながら指導いたします。
- 40番 隣地の同意されていない方は、同意がなければ太陽光発電施設ができないとおられるのでしょうか。それと、同意がなくても許可が可能であることを知っておられるのでしょうか。
- 事務局 事務局は隣地の方と接触はしていません。同意がなくても許可できるとか、同意がなければ許可できないという事は、おそらくご存じでないと思います。事業者も説明の中で、そのことについて話はされていないと思いますので、隣地の方は、許可の可否と同意の有無の関係はお知りでないと思います。

40番 このような案件は、十分に説明をしておかないと、後々同じようなケースがおこると思われます。

事務局 隣接同意の添付は必ず必要なものでなく、添付がないことを理由に許可できないものではありません。また、申請者から問題は責任をもって処理するとの誓約書が添付されていますので、原則本案件は営農に関して支障の有無で許可の判断をしていきたいと考えています。

21番 過去にこのようなケースで案件はなかったのでしょうか。

事務局 今回と同様に太陽光発電施設で隣接同意が貰えない案件はありました。中戸町の太陽光発電施設の事例があり許可をした経緯があります。その時も被害防除の観点で説明をさせていただき、許可相当と判断されました。知る限りでは、隣接同意がないことで保留なり不許可になった案件はありません。

事務局 今回の案件については、事務局サイドでは許可は止むを得ないと考えています。ただ、委員方々から色々ご指摘やご意見がございましたので、事業者にとそのことを十分に説明し、今後の状況を注視しながら指導を継続させます。また、市の開発指導要綱の手続きもされており、協定の締結もされるようです。この協定には、問題解決には事業者が責任をもって処理することが明記されていますので、都市計画サイドとも連携して指導いたします。

議長 事務局から説明がりましたが、事業者からの誓約があり、過去の事案において、同意がなくても営農に支障がないと判断される場合には、認めてきた経緯があります。

議長 他に意見はありますか。なければ次に進ませていただきます。  
(異議なし)

議長 それでは、5番について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)

それでは、6番について、何かご意見はございますか。

38番 写真では、申請区域外に細長い農地が残ることになっていますが、今後の耕作等、管理はどうされるのですか。

事務局 耕作されるかどうかは分かりませんが、当然、農地として管理していただくことになり、申請者の方には了承いただいています。

38番 おそらく幅3メートル程度だと思いますが、これでは耕作や管理はできず、何故このような残地になったのですか。

事務局 何故残されたのかですが、申請地は土地改良で整備された第1種農地と判断していますので、既存事業敷地の半分までの拡大が制限条件となります。その範囲内で利便性の良い隣接する申請地を選定された結果です。

- 38番 法律の解釈であるなら、後で管理しやすいような指導が必要だと考えます。
- 40番 担当委員として現地に行きました。隣接農地は申請者の譲渡人が耕作されていますが、トラクターで往復するのも苦労するような残地となります。何れは今回申請地の一部の顛末地のように無断転用になりかねないと思いますが、指導はどうされていますか。
- 事務局 今回の申請地内の右側は一部が顛末となっており、これを見過ごせませんので、意見のある細長く残っている農地についても、そのようにならないよう指導をしておりますし、今後も引き続きの指導とパトロール等を行い、注視していきたいと考えています。
- 38番 杓子定規のような考え方でなく、法律解釈を上手く運用することも、そこが一番大事な行政の仕事ですので、よろしく検討をお願いします。
- 事務局 この案件は、既存敷地の半分までを拡張することで農振除外がされました。その部分で非常に厳しい判断をしなければならぬものでした。農振除外の段階から、この残地の部分をどうするのが課題で、なかなかその点をクリアすることは難しいところがありました。除外協議の経緯もあり最終的にこのような計画になったということです。
- 38番 無断で転用されることは駄目ですと杓子定規の指導ではなく、残地に発生する課題を考慮して転用許可できるような運用の解釈が必要であり、現状を見据えながら判断されることが大切なことだと思います。
- 事務局 運用の解釈を仰ることは理解していますが、今回は止むを得ない部分があります。今後も敷地拡大され一体的に利用されることもあり得ますので、法律の解釈を含めて、いただいたご意見を尊重して指導に当たりたいと考えています。
- 議長 農振法と農地法の規定について、機動的で弾力的な運用を県等にもお願いしております。しかしながら、高いハードルがあり、今すぐにはいきませんので、止むを得ない判断だということをご理解いただきます。
- 36番 この残地農地については、遊休農地になることも心配されます。芝原町には営農組合があると思いますが、今後、どう耕作されるのかが問題でもあると思います。隣接との境界の畔を撤去して一枚にして耕作することもできると思います。そう言うことで遊休農地にならないようなことを検討していただくような指導も必要と考えます。
- 議長 営農面からの指導も必要と考えますが、他に意見はありますか。
- 40番 残地と隣接農地には、段差がありますので難しいところがあります。
- 議長 農振法や農地法の規定があり色々と課題は残りますが、運用面について関係方面へ要望をすることと、農地法では営農面での支障がないよう指導をしていくことで、本案件の質疑を終わりますがよろしいですか。



(異議なし)

議 長 それでは、7番について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)  
それでは、9番について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)

議 長 それでは、議案第3号につきまして採決に移ります。よろしいですか。

23番 4番と6番は、それぞれ採決をお願いいたします。

議 長 只今、採決することについての提案がありましたが、いかがでしょうか。  
(異議なし)

議 長 それでは、議案第3号の4番と6番を除いて採決に移ります。  
1番から3番、5番、7番から9番について、承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 それでは、4番について採決いたします。承認される方は挙手を願います。  
(挙手多数)

議 長 挙手多数と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 それでは、6番について採決いたします。承認される方は挙手を願います。  
(挙手多数)

議 長 挙手多数と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第4号「東近江市農用地利用集積計画(案)について」を議題と致します。

また、本議案につきましては、関係者に〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。  
それでは、事務局の説明を求めます。

主 事 それでは、議案第4号東近江市農用地利用集積計画(案)を説明します。  
本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。

今回の農用地利用集積計画は10月30日の公告を予定しておりまして、公告によって所有権が移転され利用権が設定されることとなります。

今回の所有権移転は2件6筆、11,440平方メートル、利用権設定は29件58筆、100,644平方メートルです。設定を受ける認定農業者は11

名で、73,981平方メートルが集積されており、認定農業者への集積率は約66パーセントです。

まず、議案の1ページから2ページが所有権移転で、3ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。

1ページの番号1の所有権を移転する農地は五個荘築瀬町の1筆を贈与により令和2年11月10日に所有権が移転されます。この農地は、共有名義となっておりますので、移転をする者は大津市と彦根市に居住する者で、移転を受ける者は五個荘築瀬町に居住する認定農業者となっております。

2ページの番号2の所有権を移転する農地は池庄町の5筆であり、5筆で〇〇〇万円を対価として売買により、令和2年11月10日に所有権が移転され、移転をする者は池庄町に居住する者で、移転を受ける者も池庄町に居住する者となっております。次に貸借の利用権関係ですが、3ページから24ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっております。

そして、24ページの次のページには、中間管理機構事業分として利用権設定の議案を上程しておりますので、説明させていただきます。

これは、所有者である貸し手から農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金に貸付される為の利用権の設定です。

農地中間管理事業に伴う集積計画（案）につきましては、設定を受ける者である借受人は、滋賀県農林漁業担い手育成基金となり、農用地利用集積計画については令和2年10月30日の公告を予定しております。公告によって利用権が設定され、設定期間は11月1日からとなります。

議案の1ページ目から29ページ目までが利用権設定の議案になっております。以上が補足説明です。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです、どうぞよろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、ここで審議に入ります前に、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員には、退席をお願いします。  
(〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員退席・退室)

議 長 それでは、審議に入ります。本案につきまして何かご意見はございますか。

38番 利用権設定について、4ページの年間賃貸料は高いと感じますが、間違いはありませんか。

主 事 間違いはありません。受け手は法人さんですが、園芸用のハウスもありますことからこの賃貸料になっています。

議 長 よろしいですか。他に意見はありませんか。  
(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。  
それでは、審議が終了しましたので、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の入室、  
着席をお願いします。  
(〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員入室・着席)

議 長 次に、議案第5号「農用地利用配分計画(案)について」を議題と致します。  
また、本議案につきましては、関係者に〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇  
〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員がおられますので、農業  
委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該案件の審議開  
始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただ  
きます。  
それでは、事務局の説明を求めます。

主 事 議案第5号農用地利用配分計画(案)を説明させていただきます。  
中間管理事業の推進に関する法律により、滋賀県農林漁業担い手育成基金が農  
用地利用配分計画(案)を作成し、農業委員会の意見を聴くこととなっております。

農地中間管理機構からの委託を受けて市やJAが窓口となり、5月から6月に  
かけて貸し手からの申し出される農地の受付と借手の募集を行い、その後農地  
中間管理機構と連携して貸し手と借り手のマッチングを行い、8月6日に開催  
された利用調整会議を経て、農用地利用配分計画(案)を作成したものです。  
先の議案で決定いただきました滋賀県農林漁業担い手育成基金と利用権設定さ  
れた農地について、機構がマッチングを行い、借受希望のあった法人、認定農  
業者などの担い手へ貸付を行うものとなっております。

配分計画の契約開始日は令和2年12月15日からとなっております、県の公告予  
定日は12月14日となっております。

また、中間管理事業分の農用地利用集積計画による利用権設定の筆数・面積と、  
農用地利用配分計画(案)の筆数・面積の差につきましては、耕作者変更分で  
す。

農用地利用配分計画(案)についての説明は以上ですが、本日、この計画(案)  
に対するご意見をお伺いした後、滋賀県農林漁業担い手育成基金がこの計画  
(案)を県に提出され、知事の認可、公告という流れとなります。  
どうぞよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、ここで審議に入ります前に、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇  
委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員には、退席をお願いします。  
(〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員退  
席・退室)

議 長 それでは、審議に入ります。本案につきまして何かご意見はございますか。

(異議なし)

議長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)

議長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。  
それでは、審議が終了しましたので、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の入室、着席をお願いします。  
(〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員入室・着席)

議長 次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について」、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について」、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」、報告第4号「農地の貸借権の合意解約の報告について」、報告第5号「市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告について」を事務局に一括して報告を求めます。

事務局 それでは、報告第1号から報告第5号まで、一括して報告させていただきます。まず、報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告についてを報告させていただきます。  
議案書10ページをご覧ください。

番号1について、ご説明します。

本件は、猪子町に居住する者が、自ら所有する猪子町地先の農地、面積1,138平方メートルの土地を駐車場として利用する為に届出があったものです。届出地は、県立能登川高校から南東へ約200メートル離れた「準工業」内に位置します。  
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2について、ご説明します。

本件は、林町に居住する者が、自ら所有する山路町地先の農地、面積253平方メートルの土地を戸建賃貸住宅として利用する為に届出があったものです。届出地は、能登川スポーツセンターから北東へ約100メートル離れた「第1種中高層住専」内に位置します。  
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3について、ご説明します。

本件は、外町に居住する者が、自ら所有する外町地先の農地、面積975平方メートルの土地を長屋住宅として利用する為に届出があったものです。届出地は、東近江市役所から南へ約430メートル離れた「近隣商業」内に位置します。  
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、届出地3件は、道路と住宅、田に囲まれた一角で、付近には影響もなく

適正と認め受理したものです。

なお、受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「事務局長の専決事項」第8号「農地法第4条第1項第8号又は第5条第1項第7号に基づく届出の処理に係る委員会の権限」により交付しております。

事務局

次に、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告についてを報告させていただきます。  
議案書11ページ、12ページをご覧ください。

番号1についてご説明します。

本件は、西中野町で不動産を営む法人が、青葉町地先の農地2筆、面積は併せて104平方メートルの土地を売買により取得し、駐車場として利用するために転用の届出があったものです。

届出地は、東近江大風会館から南西へ約200メートル離れた、「第2種住居」に位置します。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2についてご説明します。

本件は、今崎町で土木業を営む法人が、中野町地先の農地3筆、面積は併せて961平方メートルの土地を売買により取得し、事務所建設用地として利用するために転用の届出があったものです。

届出地は、中野コミュニティーセンターから北西へ約200メートル離れた、「第1種中高層住専」に位置します。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3についてご説明します。

本件は、市原野町で土木業を営む法人が、札の辻一丁目地先の農地、面積401平方メートルの土地を売買により取得し、駐車場及び資材置場として利用するために転用の届出があったものです。

届出地は、名神高速八日市ICから北へ約500メートル離れた、「第1種中高層住専」内に位置します。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4についてご説明します。

本件は、妙法寺町で不動産を営む法人が、猪子町地先の農地4筆、面積は併せて2,886.87平方メートルの土地を売買により取得し、分譲宅地として利用するために転用の届出があったものです。

届出地は、県立能登川高校から北へ約50メートル離れた、「第1種住居」に位置します。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5についてご説明します。

本件は、大阪市に居住している者が、中野町地先外の農地4筆、面積は併せて1,139平方メートルの土地を売買により取得し、長屋住宅として利用するために転用の届出があったものです。

届出地は、市立聖徳中学校から南西へ約600メートル離れた、「第2種住居」

に位置します。  
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号6についてご説明します。  
本件は、市原野町で土木業を営む法人が、中小路町地先の農地2筆、面積は併せて558平方メートルの土地を売買により取得し、駐車場及び資材置場として利用するために転用の届出があったものです。  
届出地は、県立八日市南高校から東へ約700メートル離れた、「準工業」内に位置します。  
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、届出地6件は、周囲を道路と田、宅地等に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。  
なお、受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「事務局長の専決事項」第8号「農地法第4条第1項第8号又は第5条第1項第7号に基づく届出の処理に係る委員会の権限」により交付しています。

事務局 次に、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告についてを報告させていただきます。  
議案書13ページから16ページをご覧ください。

今回の番号1番から番号23番につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。  
届出人について、「あっせん希望の有無」については、番号4番と5番が「有」となっており、その外は「無」となっております。  
「あっせん希望の有」の番号4と番号5につきましては、現在、事務局側で届出人の意向を確認し、この内容結果によりあっせん活動に取り組んでいます。  
なお、届出をされた者への受理通知につきましては、届出された農地について「農地台帳」等関係書類により確認後、第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

事務局 次に、報告第4号、農地の貸借権の合意解約の報告についてを報告させていただきます。  
議案書17ページから19ページをご覧ください。

賃貸借の合意解約について説明をします。  
賃貸借権の合意解約につきましては、1番から7番までです。  
続いて記載の使用貸借の合意解約につきましては、1番から4番です。

事務局 次に、報告第5号、市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告についてを報告させていただきます。  
議案書20ページをご覧ください

1番についてですが、申請人等は、東近江市芝原町に居住する者で、東近江市芝原町地先の農地、面積261平方メートルの敷地に農家住宅を建築予定です。

今回の申請は、建築主が農業者の子であることの証明願いであるため、審査の結果、農地の法定相続面積は183.05アールであり、農業者基準第5号に該当する農業者であることを確認し、証明書を交付したものです。

2番についてですが、申請人等は、東近江市下二俣町に居住する者で、東近江市下二俣町地先の農地、面積172.86平方メートルの敷地に農家住宅を建築予定です。

今回の申請は、建築主が農業者の子であることの証明願いであるため、審査の結果、農地の法定相続面積は10.86アールであり、農業者基準第5号に該当する農業者であることを確認し、証明書を交付したものです。

以上、2件の証明書の交付につきましては、農業委員会規程第9条に基づき「事務局長専決事項」として交付しております。

事務局 以上、報告第1号から報告第5号の報告とさせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりました。  
ただいまの報告事項について、何かご意見はございますか。

議長 特にないようですので、これで「報告事項」を終わります。

議長 それでは、以上で本日の議事及び協議、報告案件はすべて終了致しました。  
これをもって令和2年度、第7回、10月期の月例総会を終了致します。  
長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議長 ○○ ○○

7番 ○○ ○○

8番 ○○ ○○